



# 留萌家畜衛生だより

(ホームページ) <http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/rukahotop.htm>

## 〈 も く じ 〉

- 1 家畜伝染病予防法改正のお知らせ
- 2 国内での豚熱(CSF)発生状況について
- 3 海外悪性伝染病について
- 4 令和2年度 予防事業実施計画
- 5 令和2年度 市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程
- 6 令和2年度 使用料・手数料等の変更について(4月1日より)
- 7 安全・安全な畜産物の生産・流通に向けた取り組みについて
- 8 監視伝染病の発生状況(留萌、全道)
- 9 BSE検査室より
- 10 令和2年度の職員配置について
- 11 職員体制と連絡先

## 1 家畜伝染病予防法改正のお知らせ

◎ 令和2年3月9日付けで飼養衛生管理基準(豚、いのしし)の改正が公布され、令和2年7月1日に施行されます。一部の取組については猶予期間が設定され、令和3年4月1日完全施行となっています。CSF(豚熱)発生農場の調査から不十分だった点を見直し、より具体的な内容になっています。農場ごとに飼養衛生管理に係るマニュアルを作成して従業員・入場者に周知徹底することや、全ての生産者が管理獣医師を置いて定期的に指導を受けること等が定められました。

◎ 令和2年4月3日付けで家畜伝染病予防法が改正公布されました。飼養衛生管理基準の遵守に係る措置の拡充(令和2年7月1日までに飼養衛生管理に係る責任者の選定等)、輸出入検疫制度の強化等の内容等を含みます。一部は公布日に施行されており、令和3年4月1日完全施行となっています。

＜詳しくは農林水産省のウェブサイトをご覧ください＞

## 2 国内での豚熱（CSF）発生状況について

豚熱（CSF）はウイルスにより起こる豚といのししの熱性伝染病です（体温が高くなります）。国内では、平成30年9月に平成4年以来26年ぶりとなる発生後、岐阜県・愛知県・長野県・滋賀県・大阪府・三重県・福井県・埼玉県・山梨県・沖縄県の10府県58事例の発生が確認されました（令和2年4月14日、58事例目の移動制限区域解除）。

また、CSF感染いのししから豚等への感染リスクが高い地域として、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県（24都府県）がワクチン接種推奨地域に指定されています（令和2年4月30日付け最終更新）。**CSF発生地域だけでなくワクチン接種地域からも、道内への豚や精液等の導入はできませんので、豚等の導入を計画する際には導入元の情報を必ずご確認ください。**

平成30年9月からの国内での流行では、症状の発見が難しい一方で、感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により、容易にまん延することが分かっています。特定症状を発見した場合には、速やかに家畜保健衛生所あてお知らせください。

### <豚熱・アフリカ豚熱の特定症状（速やかな届出を要する症状）の概要>

- 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある豚がいる。
- 次のいずれかの症状を示す豚が概ね一週間程度の間増加している。  
40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、結膜炎（目やに）、歩行困難、後躯麻痺、けいれん、消瘦、被毛粗剛、発育不良、異常産の発生、皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 同一畜舎内において概ね一週間程度の間複数の繁殖又は肥育豚が突然死亡する。

### 豚熱（CSF）の症状（写真：岐阜県）



### 3 海外悪性伝染病について

現在、アジアを含め世界各国において、口蹄疫（FMD）、アフリカ豚熱（ASF）、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（HPAI、LPAI）など、家畜又は家きんの悪性伝染病の発生が継続しています。

家畜の悪性伝染病が日本に侵入すると、国内の畜産業に甚大な被害をもたらすのみならず、侵入した地域の社会経済活動にも、関連するすべての方々の生活と生命に大きな影響を及ぼします。

#### 悪性伝染病の侵入防止・まん延防止のために

##### <畜産農家の皆様・畜産関係者の皆様へ>

- ・悪性伝染病の発生地域への渡航は、できる限り控えましょう。
- ・飼養衛生管理区域への不要な入場を避けましょう。
- ・飼養衛生管理区域に入場する際は専用の長靴を使用し、しっかり消毒しましょう。
- ・飼養衛生管理区域への持込み資材をしっかり消毒しましょう。
- ・畜産関係車や作業用トラックなど衛生管理区域に入場する車両（荷台・タイヤ・運転席）は必ず消毒しましょう。
- ・発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人及び発生国から輸入された物品を農場に近づけないようにしましょう。
- ・野生動物対策に完成はありませんが、平時から農場と地域で再検討と改善をお願いします。

##### <畜産農家の皆様の皆様へ>

- ・まん延防止のためには早期発見がとても大切です。飼養者の皆様は、毎日、必ず家畜を観察し、おかしい時には、すぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。特定症状を発見したら、すぐ家畜保健衛生所に通報しましょう。

#### (1) 口蹄疫（FMD）

口蹄疫は偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）や野生動物（鹿など）が感染し、伝播力が非常に強い悪性の伝染病です。平成22年4月20日、我が国で約10年ぶりとなる口蹄疫が宮崎県で発生した際には、感染が疑われる牛豚等の殺処分や埋却、農場消毒、移動制限等の防疫措置を講じ、同年7月27日にすべての移動制限が解除され、10月6日付けでOIE（国際獣疫事務局）に申請を行い、平成23年2月5日（日本時間）に「ワクチン非接種口蹄疫清浄国」として認定されました。

しかし、「油断」は禁物です。口蹄疫は、ロシア、モンゴル、中国、韓国など、アジア各国や世界の多くの地域の偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）で継続して発生が確認されているため、「人・家畜・野生動物・物の移動や接触」という条件さえ整えば、いつでも国内に侵入し、農場まで侵入する可能性があるのです。飼養衛生管理基準の実効性のある遵守をとおして病原体の侵入を防ぐために、改めて再点検と改善をお願いします。また、まん延防止のため、特定症状を発見した場合には速やかに家畜保健衛生所までご連絡ください。

## 口蹄疫の特定症状（速やかな届出を要する症状）の概要

①～③のいずれかの症状（対象家畜：牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし）

① 39℃以上の発熱及び次のいずれかを呈する

- ・ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止があり、かつ
- ・ 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍または痂痕がある

② 同一畜房内（一房一頭の場合は同一畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③ 同一畜房内（一房一頭の場合は同一畜舎内）において、半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の二日間において死亡すること。



泡状のよだれ



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

## （2）アフリカ豚熱（ASF）

ASFは、ウイルスが豚やいのししに感染する熱性伝染病です。ダニによる伝播も起こりますが、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、近年のユーラシア大陸での伝播には、人的要因（汚染肉類や肉製品の運搬、残飯の処理など）が無視できないと指摘されています。

## ASFの症状（写真：動物衛生研究所）



死亡



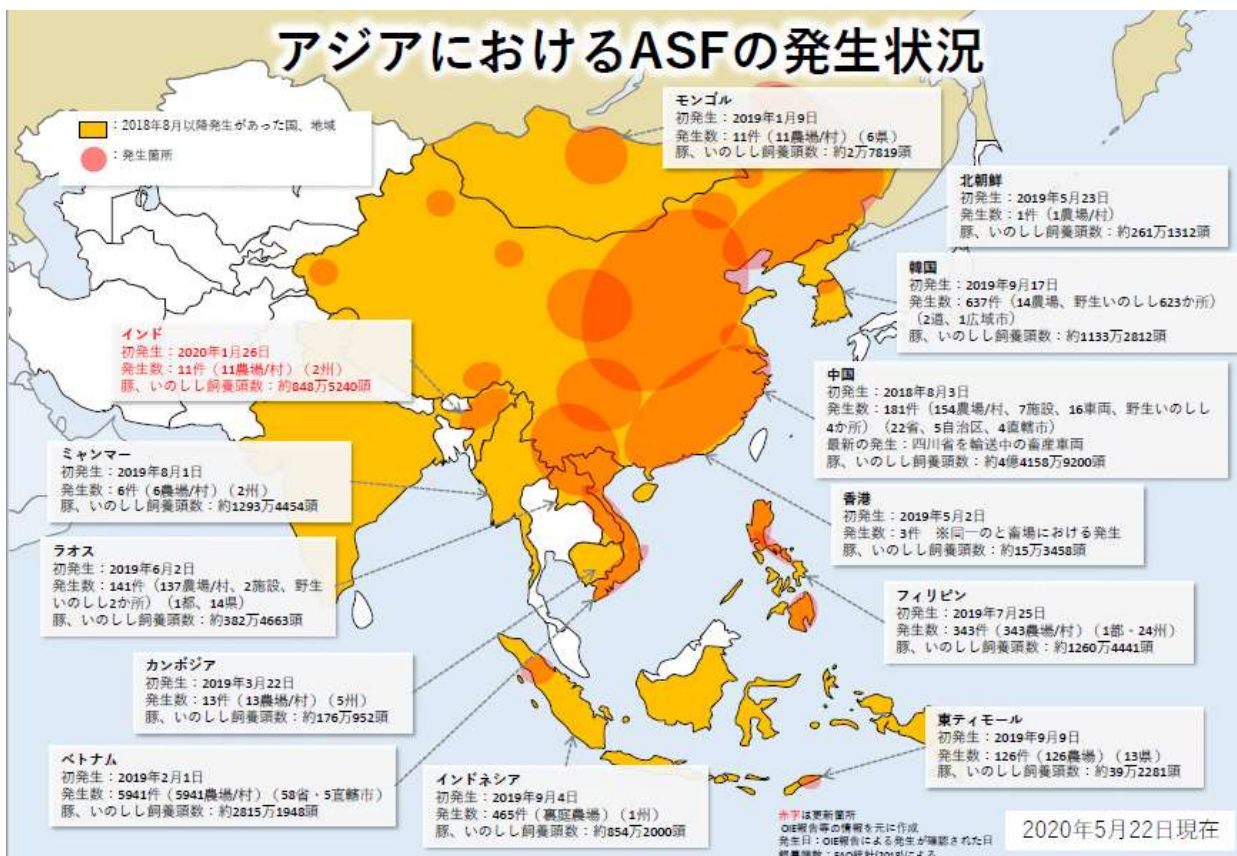
チアノーゼ

病状は多岐に渡り、甚急性、亜急性、慢性の症状を示す性では突然死亡、急性では(40～42℃)、皮下出血、脾大、粘血便、チアノーゼ等を死亡率は100%に近い。



本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合には速やかな防疫措置（患畜・疑似患畜のと殺、場合によっては予防的殺処分）によりコントロールするしかないのが現状です。

我が国は、これまで本病の発生が確認されておらず、本病の清浄国ですが、アフリカでは常在的に、ロシア及びアジアでも発生が継続し、発生地域は拡大しています（図の赤字：インドの発生は5月22日更新の内容です）。今後とも、海外からの侵入に対する警戒を怠ることなく、本病の発生予防に努めることが重要です。



### （3）高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）及び低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）

国内の家きんでは、平成30年1月以来発生がありませんでしたが、前シーズン（令和元年11月以後）には、4県の野鳥の糞から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。また、アジアの各国を含む世界の多くの地域で家きんでの発生や野鳥からの検出が報告されています。

今後とも侵入のリスクが低減するとは考えられませんので、今一度、防鳥ネットの破れや鶏舎の穴の点検等の野生動物対策及び実効性のある消毒の継続など、飼養環境の点検をお願いします。また、異状発見時はためらわず家畜保健衛生所にご連絡ください。

#### <海外からの肉類の持ち込みを未然に防ぎましょう>

携帯品により持ち込まれ輸入検査不合格となった肉製品等のモニタリング検査では、鳥インフルエンザウイルスやASFウイルスが検出されています。研修生等が携帯品として農場内に肉類を持ち込むことや、国際郵便等で肉製品が送付されることのないよう、関係者の皆様には改めてご協力をお願いします。

### これはいいんじゃない？

Q. 悪性伝染病の発生がなく「輸入可能」となっている地域からの入国時に携帯している、自分用の食べかけのおやつなら持ち込んでもよいのではないですか？加熱された肉製品です。

A. 「輸入可能」の地域からの加熱済み商品で自分用の少量であっても、正式な（輸出国政府機関発行の）検査証明書が必要で、かつ入国時の検疫検査で合格しなければ持ち込めません。ダメです、ダメ！

### 国際郵便物による肉製品等の持ち込みの防止のために

- 知人や親族等が海外から肉製品等を送らないよう、関係者に周知してください。
- 国際郵便等が届いたら国際郵便に動物検疫所による「検疫済」「検査済」のスタンプが押印されていることを確認してから開封し、肉製品等の含まれないことを確認してください。
- 押印のない場合及び肉製品等が含まれる場合には、速やかに動物検疫所及び家畜保健衛生所に連絡してください。

## 4 令和2年度 予防事業計画

令和2年度の家畜伝染病予防事業計画は次のとおりです。  
生産者および関係機関の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

### 《令和2年度 家畜伝染病予防事業計画》

検査疾病名	対象市町村	対象家畜	予定頭羽群数	実施時期
①牛のヨーネ病	羽幌町	繁殖の用に供する 肉用雌牛 (24か月齢未満を除く)	3戸21頭	6月
	天塩町 (北・南地区)		5戸180頭	9月～12月
	天塩町 (南地区)	繁殖の用に供する 乳用雌牛 (24か月齢未満を除く)	25戸1,500頭	9月～12月
②蜜蜂の腐蛆病	留萌市、増毛町、 苫前町、天塩町他	飼育されている全蜂群	5戸358群	8月
③高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの定点モニタリング	小平町	採卵鶏10羽	1戸10羽 (120羽/年)	毎月

また、④BSE検査(通年)、⑤鶏、めん羊・山羊、豚飼養農場への立入検査については該当市町村において、実施予定です。

【実施根拠】①、②、④：家畜伝染病予防法第5条に基づく検査

③、⑤：家畜防疫対策要綱、特定家畜伝染病防疫指針に基づく立入検査

## 5 令和2年度 市場上場牛等のヨ一ネ病検査実施日程

令和2年度の市場上場牛等のヨ一ネ病検査実施日程は次のとおりです。

検査を申請される場合は、採血期間及び対象牛の月齢を確認の上、受付締切日（当所必着）までに検体を搬入してください。

≪令和2年度（2020年度） 市場上場牛等のヨ一ネ病検査実施日程≫

北海道肉牛市場 開催日	採血期間	受付締切日(当所必着)
令和2年(2020年) 5月 7日(木)、8日(金)	4月 6日(月) ~ 14日(火)	4月14日(火)
6月 3日(水)、4日(木)	5月11日(月) ~ 19日(火)	5月19日(火)
7月 1日(水)、2日(木)	6月 8日(月) ~ 16日(火)	6月16日(火)
7月 29日(水)、30日(木)	7月 6日(月) ~ 14日(火)	7月14日(火)
9月 2日(水)、3日(木)	8月10日(月) ~ 18日(火)	8月18日(火)
10月 7日(水)、8日(木)	9月 7日(月) ~ 15日(火)	9月15日(火)
11月 4日(水)、5日(木)	10月12日(月) ~ 20日(火)	10月20日(火)
12月 2日(水)、3日(木)	11月 9日(月) ~ 17日(火)	11月17日(火)
令和3年(2021年) 1月 6日(水)、7日(木)	12月 7日(月) ~ 15日(火)	12月15日(火)
2月 3日(水)、4日(木)	1月11日(月) ~ 19日(火)	1月19日(火)
3月 3日(水)、4日(木)	2月 8日(月) ~ 16日(火)	2月16日(火)
4月 未定	3月 8日(月) ~ 16日(火)	3月16日(火)

☆ 検査対象 : 採血日において6か月齢以上の牛（必ず月齢をご確認ください）

☆ 必要書類

- (1) ヨ一ネ病抗体検査依頼書
- (2) 病性検定診断申請書
- (3) ヨ一ネ病自主検査料補助金交付申請書
- (4) ヨ一ネ病自主検査牛採材証明書（検査材料の採材獣医師が交付する書類）

※ (3) 及び (4) は公益社団法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会が行うヨ一ネ病自主検査料補助金交付事業を申請する場合に必要です。

## 6 令和2年度 使用料・手数料等の変更について

令和2年4月1日より病性検定手数料が下記のとおり変更となりました。  
総合病性検定では、病理解剖検査の有無により手数料が異なりますので、ご注意下さい。

### 令和2年度（2020年度）使用料・手数料単価一覧

施行月日：令和2年（2020年）4月1日

- 北海道家畜保健衛生所条例等  
（病性検定使用料・手数料）

設定項目	R1	R2
病性検定使用料		
器具・機械使用	<del>620</del>	860
保冷保管庫使用	600	600
病性検定手数料		
病理解剖検査	<del>3,530</del>	4,580
鏡検	770	770
一般培養	<del>1,020</del>	1,120
特殊培養	<del>3,050</del>	3,380
一般血清反応検査	780	780
特殊血清反応検査	<del>3,060</del>	3,070
病理組織学的検査	<del>1,800</del>	2,520
一般理化学的検査	<del>1,290</del>	1,300
特殊理化学的検査	<del>2,830</del>	3,160
特殊遺伝子学的検査	<del>5,770</del>	5,950
総合病性検定	<del>6,560</del>	7,430
総合病性検定（病理解剖検査を伴う）	<del>6,560</del>	8,520
特殊血清・遺伝子学的検査	<del>3,800</del>	4,010
証明書	500	500
特別診断（100km未満）	<del>5,680</del>	5,670
特別診断（100km以上）	<del>12,490</del>	11,340
焼却	<del>24,730</del>	24,550

- 北海道農政部手数料条例  
（家畜伝染病予防法関係）

設定項目	R1	R2
（家畜等検査手数料）		
牛の結核病の検査	290	290
牛のブルセラ病の検査	<del>320</del>	330
牛のヨーネ病の検査	<del>520</del>	530
牛の伝達性海綿状脳症の検査	7,400	7,400
馬伝染性貧血の検査	660	660
馬伝染性子宮炎の検査（血清反応検査）	400	400
馬伝染性子宮炎の検査（細菌培養検査）	1,810	1,810
豚のトキソプラズマ病の検査	430	430
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る）の検査	60	60
腐蛆病の検査	170	170
寄生虫病の検査	280	280
流行性脳炎予防液の注射（馬の基礎免疫の注射）	<del>460</del>	470
流行性脳炎予防液の注射（馬の補強注射）	340	340
流行性脳炎予防液の注射（豚の基礎免疫の注射又は補強注射）	410	410
牛のイバラキ病予防液の注射	290	290
牛の牛流行熱予防液の注射	290	290
牛伝染性鼻気管炎予防の注射	250	250
牛の牛ウイルス性下痢・粘膜病予防液の注射	470	470
炭疽予防液の注射	240	240
炭疽血清の注射	1,250	1,250
豚熱予防液の注射（新設）		410
ニューカッスル病予防液の注射	30	30
牛、豚、めん羊又は山羊の気腫疽予防注射	240	240
牛、馬、豚、めん羊又は山羊に係る証明書の交付	150	150
鶏、あひる、七面鳥、うずら又は蜜蜂に係る証明書の交付	150	150

- 北海道農政部手数料条例  
（家畜改良増殖法関係）

設定項目	R1	R2
種畜証明書書換え交付手数料	810	810
種畜証明書再交付手数料	810	810
家畜人工授精師免許申請手数料	2,220	2,220
家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,860	1,860
家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,860	1,860
家畜人工授精所開設許可申請手数料	<del>7,970</del>	6,820

- 北海道農政部手数料条例  
（薬機法関係）

設定項目	R1	R2
動物用医薬品販売業許可申請手数料	<del>30,160</del>	28,070
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	<del>12,360</del>	11,390
動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	<del>2,640</del>	2,820
動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	<del>3,770</del>	3,950
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料	<del>8,300</del>	8,480
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	<del>2,640</del>	2,820
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料	<del>3,770</del>	3,950
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	<del>30,160</del>	28,070
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料	<del>12,360</del>	11,390
動物用医薬品販売従事登録申請手数料	<del>10,720</del>	10,890
動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料	<del>2,640</del>	2,820
動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	<del>3,770</del>	3,950
動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	<del>30,160</del>	28,070
動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	<del>12,360</del>	11,390



## 7 安全・安心な畜産物の生産・流通に向けた取り組みについて

令和元年11月に生物学的製剤（ワクチン）接種後20日以内の牛が道内のと畜場に出荷され、かつ、当該畜のと畜検査申請時に当該投与歴が申告されなかった事案が発生しました。北海道における安全・安心な畜産物の流通のためには、農場における動物用医薬品等の適正使用及び使用基準の遵守の徹底に加え、出荷の際には投薬に関する情報が確実に伝達されることが重要です。

出荷時には、次の点について周知及び生産者への指導をお願いします。



### 出荷前の注意点

- 農場から家畜を出荷する際は、当該畜の投与歴を確認し、出荷禁止期間内でないことを確認
- と畜検査申請書において、牛は概ね直近3か月、牛以外は概ね直近2か月の病歴及び投薬歴を重点的に記載し、ない場合はその旨を記載
- 生物学的製剤（ワクチンやツベルクリン等）接種後20日以内の家畜のと畜場への出荷を控える

## 8 平成31年次(2019年次)監視伝染病の発生状況《留萌、全道》

区分	病名	畜種	留萌管内		北海道	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜伝染病	ヨーネ病	牛	5	15	169	945
		めん羊			1	2
届出伝染病	牛ウイルス性下痢・粘膜病	真症	7	15	78	200
		疑症			4	25
	牛伝染性鼻気管炎		牛		4	16
	牛白血病	真症	22	32	300	733
		疑症	牛		1	1
	破傷風		牛		5	7
			馬		1	1
	気腫疽	疑症	牛		1	1
	サルモネラ症		牛		35	117
	牛カンピロバクター症		牛		1	1
	ネオスポラ症		牛		2	5
	馬鼻肺炎		馬		16	21
	豚丹毒		豚		7	93
	豚流行性下痢		豚		1	129
	バロア病		蜜蜂		25	684
チョーク病		蜜蜂		32	342	

## 9 BSE検査室より

令和2年度の死亡牛BSE検査対象牛は昨年度同様、次のとおりです。対象月齢、診断名等について十分御理解いただき、検査漏れがないようお願いいたします。

### I BSE検査を実施する牛

#### 1 96か月齢以上の死亡牛

#### 2 48か月齢以上の起立不能等であった死亡牛

例：死亡前に歩行困難、起立不能、神経症状があった牛（乳熱、ダウナー症候群など）

#### 3 全月齢のBSEを疑う症状（特定症状）のあった死亡牛

例：興奮しやすい、音や光・接触等に対する過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

### II BSE検査に係る手数料

1 検査手数料 7,400円/頭

2 保冷保管庫使用料 600円/頭

### III BSE検査を適正に実施するために

1 所有者は死亡牛の検案を速やかに獣医師に依頼し、死亡牛の搬出をお願いします。

2 獣医師は死亡獣畜処理指示書に必要事項を記載し、速やかに家畜保健衛生所への届出をお願いします。

3 耳標が脱落している牛の搬出に当たっては、所有者は牛の斑紋を記載した書類の提出等、個体確認が可能な措置を行って、死亡獣畜処理業者に引き渡してください。

### 獣医師のみなさまへ

届出書（死亡獣畜処理指示書等）には、「BSEの特定臨床症状が認められた否か」、「BSE検査の要、否」等、BSE検査を実施する必要があるか記載の確認をお願いします。

御協力をお願いします。

死亡獣畜処理指示書									
発行番号	所有者 (管理者)	住 所 市・町 村		氏 名					
畜 種 乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日(又は) 月齢	20 年 月 日 ( 月 齢 )		名 号 及び品種	性別	体重	kg (死亡獣畜の 合計頭数)	頭	
共済関係 加入・未加入	病名 又は 死因	死亡 年月日	20 年 月 日 分	区	死亡 処分				
上記に該当する番号、下段に個体識別番号を記載する		特定臨床症状	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	BSE検査	<input type="checkbox"/> 要(96月以上)・ <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 要(起立不能等)				
(指示及び特記事項)					(3) 処分				
1 腐敗状況(軽度・中度・重度)					a 殺処分指示 [ ]				
2 抗生物質等の出荷制限(未使用・期間中・期間外)					b 所有者及び業者への指示 [ ]				
3 処理に関する指示事項					(禁放血死・その他) [ ]				
(1) 死体処理先 ( )					4 その他 ( )				
(2) 死体処理方法(解体・その他) ( )									
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。					住所(又は所属団体) 連絡先電話番号 獣医師氏名				
発行年月日 20 年 月 日					印				

## 10 転入者の紹介



所長  
山本 慎二



BSE検査室長  
高山 裕章



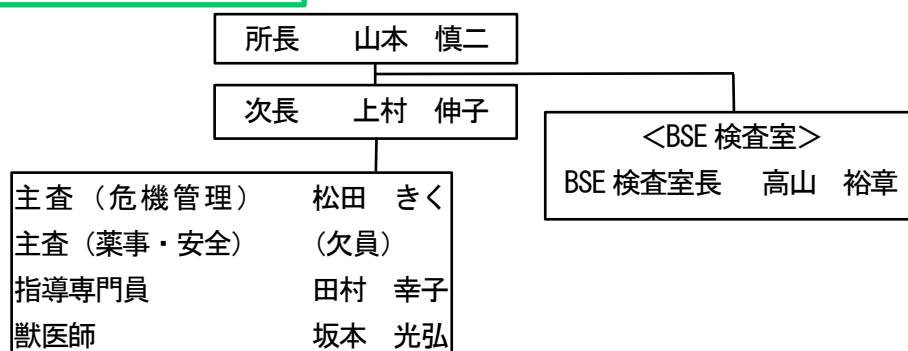
主査（危機管理）  
松田 きく

はじめまして、所長の山本です。令和2年度の職員配置についてお知らせします。今年度は、森田所長が空知家保へ、石山室長が十勝家保へ異動し、鈴木主査が退職し、後任に釧路家保から山本、空知家保から高山、上川家保から松田が転入し、新体制で業務を進めて参ります。

昨年同様欠員を抱えたままでありますが、これまで築き上げてきた管内家畜衛生体制の水準維持とさらなる向上を目指し、家畜衛生を通して、畜産の振興に少しでもお役に立てるよう努力して参りますのでご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 11 職員体制と連絡先

### 令和2年度の職員体制



### 【 連絡先 】

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL (01632) 5-1226 FAX (01632) 5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所BSE検査室	TEL (01632) 9-3515 FAX (01632) 9-3711
緊急時の連絡先（所の携帯電話） （夜間、休日は留萌家畜保健衛生所の固定電話から転送）	090-9526-9640
Eメール	rumoi.rumoi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp